

川島税務署からのお知らせ

市民課からのお知らせ

各種証明書のコンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアなどの各種証明書自動交付サービス（コンビニ交付サービス）が、システムメンテナンスのため、次の期間一時停止となります。

とき 2月24日（木）午後5時30分～
停止するサービス ・ 戸籍全部（個人）事項証明書 ・ 戸籍の附票の写し ・ 本籍地利用登録申請
※住民票の写し・印鑑登録証明書・所得課税証明書は取得できます。

令和4年3月末をもって自動交付機（本庁設置）は廃止します

廃止後は、市民課・各支所の窓口もしくはコンビニ交付サービスをご利用ください。
市民課・各支所の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、「印鑑登録証（よしがが市民カード）」が必要です。「印鑑登録証」は今後も利用しますので捨てないでください。

マイナンバーカード申請サポート「出張＆休日特設窓口」開設のお知らせ

次の日程で、マイナンバーカード申請サポートの特設窓口を開設します。
申請に必要なものをお持ちいただければ、職員が写真の無料撮影や申請書作成をサポートします。近くにお住まいの方、また平日時間がなくマイナンバーカードの申請をしていない方は、ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得ください。

開催場所	実施日	受付時間
川島税務署 1階	2月16日（水）	午前9時～正午、午後1時～4時
山川地域総合センター 2階	2月22日（火）	午前9時～正午
	2月25日（金）	
ふるさとセンター	3月3日（木）	午前9時～正午
吉野川市役所 本館1階相談室	3月12日（土）	
	3月13日（日）	

申請に必要なもの（①は必須）
①本人確認書類（※）
（※）1点で可：運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（写真付き）など
2点必要：健康保険証・年金手帳・社員証・学生証・医療受給者証など
②通知カード
③申請用QRコード付き交付申請書

●問い合わせ 市民課 ☎22-2210 FAX22-2245

おしえて!! 歯医者さん

第69回 繰り返り返し唇にできる水ぶくれ

質問 7歳の息子の唇に水ぶくれのようなものができて、できては潰れ、またできる、のを繰り返しています。どう対応したらいいでしょうか？

回答 恐らく粘液嚢胞（ねんえきのうほう）と呼ばれる疾患だと思います。

口の中の粘膜には小唾液腺という、唾液を作る組織があります。唾液腺から、口の中に唾液を送る管が何らかの原因でふさがってしまい、唾液がうまく出でいかず、組織の隙間に漏れだした唾液が貯まってくると、粘膜が盛り上がったように見えます。これが粘液嚢胞です。

若い年齢でよく発生し、下唇の内側や舌の裏によくみられます。一般的に痛みはありません。原因の多くは誤って下唇や頬を噛んだり、歯ブラシやかたい食べ物などで口の中を傷つけたりすることです。大きさは直径1cm程度まで大きくもなります。つぶれて小さくなることもあります。つぶれて小さくなることもありますが、表面の傷が治るとまた唾液が貯まり、腫

れを繰り返すこともあります。また、小さなお子さんは気にして常に触ったり、噛んだりしてなかなか小さくならないことがよくあります。何度も腫脹消退を繰り返すと、粘膜と唾液が溜まっていく組織がくっついて、以前より固く大きくなる場合もあります。

対応としては刺激をしないように指導をします。刺激を加えなかつた場合、3〜6カ月程度で自然に治癒しないときは局所麻酔下で切除することもあります。小さなお子さんの場合麻酔の注射や切除のメスを怖がって動いてしまうため切除が難しいこともあります。また切除による侵襲のため、さらに粘液嚢胞が再発することもあります。まずは、かかりつけの歯科医院を受診して、よく相談してみてください。


【吉野川市歯科医師会】
お口の質問を募集しています。下記までメールまたはFAXでお寄せください。

●お口の質問について（窓口）●
市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

① **確定申告会場は、2月16日（水）開設!!**

来場の際には、マスクを着用していただき、入場の際の検温およびアルコール消毒液による手指消毒の実施にご協力をお願いします。
37.5度以上の発熱が認められる場合などは、原則として入場をお断りさせていただきます。

自宅などで作成した確定申告書は、会場開設前でも提出できます!!




(e-Tax) (郵送)

② **入場整理券が必要ですよ!!**

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布方法は2通りあります。

確定申告会場で当日配布
入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。受付終了時刻よりも前に配布が終了した場合は、国税庁HPでお知らせします。

オンラインで事前発行
LINE アプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。友だち追加はこちらから!
※オンライン事前発行ができるのは、2月1日0時分から（申込みは10日前から可能）



③ **申告書の作成は、自宅等で作成・提出できる 国税庁HPが便利ですよ!!**

※「国税庁ホームページ」から、e-Tax で送信または申告書を印刷して提出（郵送）してください。
※不明な点は電話で問い合わせください。

確定申告  e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

スマートフォンからも申告書の作成・送信ができます!!



申告書の作成はこちらから! 二次元コード

④ **マイナンバーカード申請出張所の設置 2月16日（水）に川島税務署の確定申告会場において、マイナンバーカード申請出張所を設置します。詳しくは、15ページをご覧ください。**

申告と納税は期限内に!

令和3年分の確定申告・納期限	所得税及び復興特別所得税・贈与税	3月15日（火）
納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】	消費税及び地方消費税（個人事業者）	3月31日（木）
	所得税及び復興特別所得税	4月21日（木）
	消費税及び地方消費税（個人事業者）	4月26日（火）

<https://www.nta.go.jp> 詳しくは  で

●問い合わせ 川島税務署 ☎25-2211 ※自動音声で案内しますので、案内に従って、用件の番号を選択してください。

ジェネリック医薬品後発医薬品ってなに?

●ジェネリック医薬品とは?
医療機関で医師から処方される薬には、新薬・先発医薬品（ジェネリック医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。新薬の開発には、長い期間と莫大な費用がかかるため、製造・販売の特許期間が切れていきます。この特許が切れたあとに、新薬と同じ有効成分で製造される新薬より安価な薬がジェネリック医薬品です。

●効き目や安全性は同じなの?
ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を含み、効き目や安全性については、これまで長年使用されてきた新薬で確認されています。ただし、有効成分は同じでも添加物などが異なり、体質に合わない場合もあります。

●どうして価格が安い?
ジェネリック医薬品は、新薬ですでにその効き目や安全性が確認されている有効成分を使うため、研究開発費が少なくなります。そのためジェネリック医薬品は、新薬より価格を安く設定できます。

●ジェネリック医薬品を使用するのには?
かかりつけの病院や診療所、薬局にて主治医または薬剤師に相談してみてください。病状や体質によって、医師の判断で、ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。また、すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

●上手に利用して医療費削減
価格の安いジェネリック医薬品を利用することは、患者さんの自己負担だけでなく国民健康保険事業全体の医療費削減につながります。ずっと安心して医療を受けられるように医療保険制度を守りましょう。医療費削減にご協力をお願いします。

問い合わせ
☎22-2213
FAX 22-2243

